

報酬等に関する開示事項（単体）

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」とび「対象従業員等」（合わせて「対象役員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

「対象役員」は、当行の取締役及び取締役監査等委員であります。

なお、社外取締役及び社外取締役監査等委員を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、「対象従業員等」に該当する者はおりません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等ですが、該当する連結子法人等はありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行から基準額以上の報酬等を受ける者であります。当行では基準額を11百万円に設定しております。当該基準額は、当行の過去3年間（平成26年4月～平成29年3月）の半期における役員報酬額（従業員としての報酬を含む）の平均をもとに設定しておりますが、期中退任者・期中就任者は除いて計算しております。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除した後に「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事務が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

①対象役員の報酬等の決定について

当行は、当行の役員（取締役監査等委員を除く）の報酬体系、報酬の内容を審議する機関として、持株会社において報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、持株会社及び子会社の取締役の報酬等の内容にかかる決定方針及び報酬の内容（金額が確定しているものは金額、金額が確定していないものは具体的な算定方法、金額以外のものは具体的な内容）を審議しております。報酬委員会は、持株会社の取締役会の決議によって選定された取締役5名をもって構成し、そのうち1名以上は社外取締役としております。業務推進部門からは独立して当行の株主総会の決議の範囲内で報酬決定方針等について取締役会に答申し、取締役会はかかる答申を尊重して報酬決定方針等を決定します。

なお、取締役監査等委員の報酬については、当行の株主総会において決議された取締役監査等委員報酬限度額の範囲内において、会社法第361条第3項の定めに従い取締役監査等委員の協議により決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (平成29年4月～平成29年9月)
報酬委員会（持株会社）	4回
取締役会（持株会社）	2回
取締役会（もみじ銀行）	2回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①対象役員の報酬等に関する方針

当行は、役員報酬制度の透明性をより高めるとともに、業績の向上や企業価値増大への貢献意欲及び株主重視の経営意識を高めることを目的として、役員報酬制度を設計しております。具体的な役員報酬制度といしましては、役員の報酬等の構成を、

- ・基本報酬
- ・業績連動賞与
- ・株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）

としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案し設定しております。業績連動賞与は、業務執行から独立した立場にある取締役監査等委員及び社外役員を対象外としたうえで当行の業績を勘案して決定しております。短期的な業績連動型報酬制度としての機能を有しております。株式給付信託（BBT）は、業績連動賞与と同様に業務執行から独立した立場にある取締役監査等委員及び社外役員を対象外としたうえで中期経営計画の達成度に応じて変動するポイントを役員に付与することで、株主との利益の一一致を図り、より中長期的な業績向上と企業価値増大へのインセンティブ向上を目的とした中長期的な業績連動型報酬制度としての機能を有しております。

役員の報酬等は、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しており、社外取締役を委員長とする持株会社の報酬委員会による審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、取締役監査等委員の報酬については、株主総会において決議された取締役監査等委員報酬限度額の範囲内で、社外取締役監査等委員を含む取締役監査等委員の協議により決定しております。

3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

(1) 対象役員の報酬等の決定における業績連動部分について

①業績連動部分の算出方法について

a. 業績連動型報酬の算定方法

当行の取締役に配分される業績連動賞与は、常勤取締役（監査等委員および社外を除く）を対象として、業績考課の対象期間における当期純利益をもって業績として認識し、当該認識の業績に応じて業績連動部分の報酬額を特定することします。

b. 支給・分配の前提

山口ファイナンシャルグループと当行を含む連結子法人の銀行を兼務する支給対象となる取締役については、以下のグループ内序列の最上位の事業体の報酬枠のみを適用します。ただし、下位の事業体のみにて代表権を有する場合については、代表権を有する下位事業体の報酬枠のみを適用します。

第1位	第2位	第3位	第4位
山口ファイナンシャルグループ	山口銀行	当行	北九州銀行

当行の役員数については、10名を最低基準として配分計算し、実員数が最低の基準員数に満たない場合でも不足員数を取締役として計算対象とします。

報酬額の取締役への配分額は、次に掲げる役位別の係数を乗じ、全取締役の係数の合計で除した金額といたします。

役位	配分率
会長	0.60
社長・頭取	1.00
専務取締役	0.50
常務取締役	0.45
取締役	0.40

当行および連結子法人の銀行における報酬枠は次に掲げるとおりとし、報酬枠を上限として業績に応じて賞与額を決定します。

《山口フィナンシャルグループ》

当期利益水準（連結）	報酬枠
～ 100億円以下	0百万円
100億円超 ～ 160億円以下	18百万円
160億円超 ～ 220億円以下	27百万円
220億円超 ～ 280億円以下	36百万円
280億円超 ～ 340億円以下	45百万円
340億円超 ～ 400億円以下	54百万円
400億円超 ～ 460億円以下	63百万円
460億円超	70百万円

《山口銀行》

当期利益水準	報酬枠
～ 60億円以下	0百万円
60億円超 ～ 90億円以下	20百万円
90億円超 ～ 120億円以下	30百万円
120億円超 ～ 150億円以下	40百万円
150億円超 ～ 180億円以下	50百万円
180億円超 ～ 210億円以下	60百万円
210億円超 ～ 240億円以下	70百万円
240億円超	80百万円

《当行》

当期利益水準	報酬枠
～ 40億円以下	0百万円
40億円超 ～ 60億円以下	15百万円
60億円超 ～ 80億円以下	21百万円
80億円超 ～ 100億円以下	27百万円
100億円超 ～ 120億円以下	33百万円
120億円超 ～ 140億円以下	39百万円
140億円超 ～ 160億円以下	45百万円
160億円超	51百万円

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

区分	人数 (人)	報酬 等の 総額 (百万円)	固定 報酬の 総額			変動 報酬 の 総額	基本 報酬	賞与	株式 給付 信託	その他
			報酬 等の 総額 (百万円)	固定 報酬の 総額	基本 報酬					
対象役員（除く社外役員）	12	98	74	74	24	—	—	—	24	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1.当行と山口フィナンシャルグループの取締役を兼務する者の内、山口フィナンシャルグループからのみ報酬を受ける者については、対象役職員の人数及び報酬等の総額から除いております。
2.変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰延べ報酬24百万円（対象役員24百万円）が含まれております。

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。